

別添

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	福岡市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施					
委託先及び委託内容	<table border="1"> <tr> <td>全部委託</td> <td>・</td> <td>一部委託</td> <td>・</td> <td>委託なし</td> </tr> </table> <p>委託先名：福岡市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人養成研修の開催と準備</p>	全部委託	・	一部委託	・	委託なし
全部委託	・	一部委託	・	委託なし		
事業内容	<p>(研修の名称) 福岡市市民後見人養成研修</p> <p>(研修対象者) <u>以下のすべての要件を満たす人。</u> ○年齢 20 歳以上 69 歳未満(平成 24 年 10 月 1 日現在)の人 ○福岡市在住又は勤務の人で、市内の要援護者の支援ができる人 ○高齢者及び障がい者に対する地域福祉活動に理解と熱意がある人 ○社会貢献活動として成年後見業務に従事することを希望する人 ○原則として、全てのカリキュラムを受講できる人</p> <p>(研修カリキュラム等) 基礎研修(4 日間)、実務研修(9 日間)の計 13 日間という構成になっており、他都市のカリキュラムを参考に、福岡市と社会福祉協議会、弁護士等の専門職との協議のうえ策定。</p> <p>(講師) ・市職員、社会福祉協議会職員 ・専門的部分については、弁護士、司法書士、社会福祉士、SW 等に依頼。</p>					
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 24 年 7 月 研修カリキュラム・募集要項策定</p> <p>8 月 研修受講者募集</p> <p>10 月～2 月 市民後見人養成研修実施(2/26 閉講)</p>					
備考	市民後見人を養成した後は、市社会福祉協議会が行う法人後見の実務担当者として活動。					